

8. 整備推進方策の検討

(1) 実現方策の検討

①主体の連携による施策推進

整備推進にあたっては、将来交通需要もそれほど増えないと予想されており、これまでの「道路渋滞⇒道路整備」のように、発生対応型に各々の施策を単体で主体ごとに取り組む形ではなく、地域の活力や利便性の向上など、その目標達成に向けて、道路交通に係る施策間でその主体を越えて連携することにより、相乗的な効果の発現を図るとともに、効果的かつ効率的に事業を実施していく。

②効率的な事業推進

「新しい将来都市像に向けたステップアップを支える道づくり」のためには、長期にわたる基盤整備など財政需要の増大が見込まれることが考えられるが、財政環境の大幅な改善が望めない現在の状況下においては、限られた財源の重点的かつ効果的な投資、建設コストの削減、既存ストックの活用など効率的な事業の推進を図り、市の財政運営に十分配慮するとともに、計画的かつ安定的な事業費の確保に努める。

③市民・企業・行政等のパートナーシップ

整備計画の実現には、行政だけでなく各自治会・市民活動団体や地元民間企業などを含めた市民の理解、参加、協力が不可欠であり、市民自らの選択と責任において行動を行うための情報の公開が必要となる。

このため、事業の早い時期から段階ごとに広く情報を公開するとともに、市民意見の公募やワークショップなど市民参加に取り組み、透明性や公平性を確保し、市民との協働により計画の推進を図る。

これにより、住民の理解を十分に得て、用地取得を容易にすることが可能となるものと考えられる。

④生活道路整備について

生活道路については、地域の市街地状況や住民のコミュニティ形成の特性に応じて検討する必要があるため、市街地の形成パターンなどの特性に応じて規制誘導方策や面的整備の可能性等の複数の整備パターンを示したり、整備スケジュールの明確化、狭隘道路における住民と行政の役割分担等を盛り込んだガイドラインを策定することが望まれる。

このガイドラインに沿って望ましい生活道路網形成について地元住民との合意形成を図り、合意が得られた地域から段階的かつ重点的に整備を進めるなど柔軟な整備手法の採用の検討に努める。

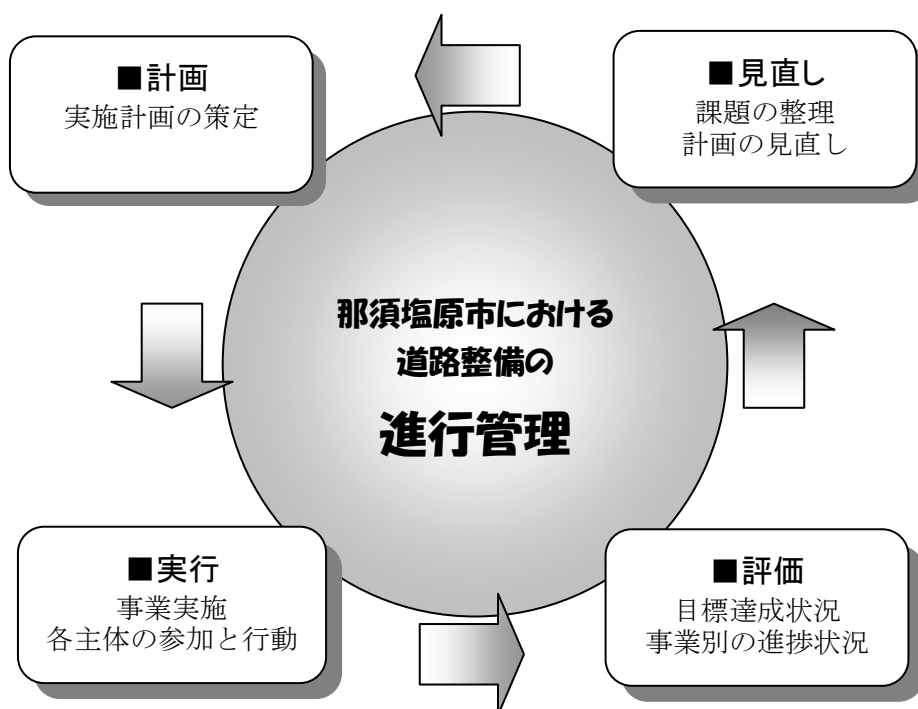
(2) 進行管理の方針

道路整備の推進にあたっては、那須塩原市のまちづくりと整合した実施計画を策定し、計画的な実施を図るとともに、目標の達成状況や各事業の進捗状況を定期的に評価・検証していく。

なお、まちづくりや交通に係る社会情勢や市民ニーズは、絶えず変化しており、また、新たな知見を取り入れることも必要となる。

このため、実施計画については、行政評価手法を取り入れ随時評価を行い、上位計画などの変更に合わせて、随時見直し検討を図っていくものとする。

【進行管理のイメージ】



(3) 事業化方策の検討

①都市計画決定候補路線の検討

道路の整備を計画的に進めていくためには、市の交通体系上重要な路線、整備の必要性が高い路線について都市計画決定を行う必要がある。

都市計画決定候補路線は、以下のような視点から抽出するものとする。

- 新南下中野線など都市の骨格を形成し、体系的な道路ネットワークを確立する上で必要な路線
- 市街化を適正に誘導する地域、あるいは市街化が進展している地域については先行して道路体系を明確にし、確立することにより無秩序な市街地の拡大を抑制するのに必要な路線
- (仮称)黒磯インターチェンジ周辺地区などの拠点開発地区において、適正に都市機能を誘導するために必要となる路線

②整備手法の検討

道路の整備手法としては、必要な道路用地を取得し直接買収する単独事業手法と、ある区域の周辺の施設と一体的に整備を行う土地区画整理事業等の面的整備手法がある。

これらの手法を選定するに当たっては、開発計画の進捗状況を踏まえて、具体的に整備手法を検討する。

■ 整備手法の整理

整備手法		道路周辺の土地利用状況	地区の整備水準	地元合意形成
線的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業 ・街路事業 	不整形な宅地や街区が生じることがある。	道路のみの整備のため、周辺地区の細街路や基盤施設の不足には対応できない。	代替地の確保など地元残留の希望が取り入れにくい場合がある。
面的整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・沿道区画整理型街路事業 ・沿道市街地整備促進街路事業 ・身近なまちづくり支援街路事業 ・市街地再開発事業 <p style="text-align: right;">等</p>	地区全体の中で、土地利用計画の策定や施設配置が可能である。 基盤施設等に関する地区の問題点の解消が図られる。	都市計画道路、区画道路、公園等の基盤施設の総合的かつ一体的な整備が図られる。	住民に対し、減歩等の負担がかかる。